

新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）に基づく面積

室名		算定根拠				算定面積
(a)	執務面積					2,320.6
	事務室 ※ 地方大官庁（局）地方ブロック単位を採用	職区分	職員数	換算率	換算職員数	2,320.6
		特別職	3	18.0	54.0	
		部長・次長級				
		課長級	22	5.0	110.0	
		係長級	59	1.8	106.2	
		一般職員（製図者）	16	1.7	27.2	
		一般職員（その他）	146	1.0	146.0	
		一般職員（嘱託・臨時）	84	1.0	84.0	
		計	330	28.5	527.4	
		4.0 m <sup>2</sup> × 換算職員数 × 係数1.1				2,320.6
(b)	付属面積					932.5
	会議室	職員数 × 1人当たり面積 0.4 × 1.1				145.2
	電話交換室	換算職員数に応じた基準所要面積				68.0
	倉庫	事務室(a)面積 × 13%				301.7
	宿直室	1人10m <sup>2</sup> + 1人当たり3.3m <sup>2</sup>				10.0
	庁務員室	1人10m <sup>2</sup> + 1人当たり3.3m <sup>2</sup>				10.0
	湯沸室	6.5 ~ 13m <sup>2</sup> ※ 5か所と仮定				32.5
	受付及び巡視溜	6.5 m <sup>2</sup> ~				6.5
	便所及び洗面所	0.32 m <sup>2</sup> × 職員数				105.6
	医務室	職員数に応じた基準所要面積				85.0
	売店	0.085 m <sup>2</sup> × 職員数				28.1
	食堂及び喫茶室	職員数に応じた基準所要面積				140.0
	理髪室					0.0
(c)	固有業務室面積					1,510.0
	議会関係	※ 起債許可標準算定基準に基づく				630.0
	災害対策本部室					80.0
	市民交流スペース					200.0
	書架・書類保管スペース					400.0
	福利厚生スペース					200.0
(d)	設備関係面積					672.0
	機械室	有効面積(a)+(b)に応じた基準所要面積<冷暖房の場合>				547.0
	電気室	有効面積(a)+(b)に応じた基準所要面積<冷暖房の場合>				96.0
	自家発電機室	有効面積(a)+(b)に応じた基準所要面積				29.0
(e)	交通部分					1,823.8
	玄関、広間、廊下、階段室等	(補正前) 各室合計面積(a)~(d) × 35%				1,823.8
(f)	車庫					
						7,258.9